

無料

「中小規模事業場 安全衛生相談事業」始めます



目 的

中小規模事業場（労働者数が概ね 100 人未満の事業場）の多様な課題の解決に向けた取組みに資するよう、安全衛生に係る専門的知識やノウハウを有する相談員による助言、情報提供を通じて中小規模事業場の安全衛生水準の向上を目指す事業です。

相談事業の内容

- ・ 安全衛生相談会（新潟県労働安全衛生大会当日を予定）
- ・ 一般的な安全衛生相談（電話、ファックス、メール、来所等）
ファックスによる相談や面談ご希望の場合は、裏面の相談票をご利用ください

一般社団法人新潟県労働基準協会連合会

〒950-0965 新潟市中央区新光町5-1 千歳ビル2階

TEL 025-283-2201 FAX 025-283-2240

E-mail : ren@shinkiren.jp

中小規模事業場 安全衛生相談事業

相 談 票

(一社)新潟県労働基準協会連合会宛

F A X 025-283-2240

事業場名	
所在地	
業 種	
事業場規模 (○を付けて下さい)	●50人未満 ●50人以上100人未満 ●100人以上299人未満
相談者 職氏名	
T E L	
F A X	
相談内容 (概略)	
面談希望	有 ・ 無

※ F A X相談やメールでの相談はいつでも受付けております。

※面談による相談は、毎月第2水曜日 10:00～12:00 に当連合会事務所で行います。

面談を希望される方は本相談票を事前に FAX してください。

※電話によるご相談は、平日 8:30～17:00 の間に受付けております。